

## Ⅱ 調査結果

### 用語の説明

- ・「**従業員**」とは、事務所で働く者の中から役員を除いた者をいいます。
- ・「**臨時職員**」とは、数日から数か月単位の短期間雇用を前提とした者をいいます。
- ・「**パートタイマー**」とは、1週間の所定内労働時間が通常の従業員より短い者をいいます。
- ・「**人材派遣等**」とは、人材派遣会社から派遣されている者及びその他の従業員をいいます。
- ・「**事務系**」とは、経理、管理、会計等の事務に従事している者をいいます。
- ・「**技術系**」とは、化学工業技術者、土木建設技術者、教育、医療保険等に従事する者及び特殊技術を有して従事している者をいいます。
- ・「**生産・現業系**」とは、製造加工、組立修理工、運転手、販売店員、販売外交員、保険外交員、営業、その他の作業員等をいいます。
- ・「**所定内賃金**」とは、労働協約・就業規則や事業所の給与規則などにより、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、所定外賃金を除いたものをいいます。  
[基本給、年齢給、その他諸手当(交通費、扶養手当)等を合計した金額]
- ・「**所定外賃金**」とは、所定内労働時間を越えた場合に支給される給与をいいます。  
[残業手当、休日出勤手当、宿直手当等を合計した金額]
- ・「**所定内労働時間**」とは、就業規則等で定められている始業時から終業時までの時間から休憩時間を引いたものをいいます。
- ・「**所定外労働時間**」とは、早出、残業、休日出勤等をいいます。
- ・「**総合平均**」とは、産業と規模に分類しない全体的な平均のことをいいます。